5/27

自治会再建への道

No.3

全学連委員会

学長選考規定改正に関する問題点と我々の主張

本日の説明集会への参加を！

毎日行けで「学長選考規程改正要綱案」が大学協議会より提示され、本日、その説明集会が法・商・家政住居学科等でもたれようとしています。この"改革"は市大の改革の公式的な第一歩であり、今後の市大の方向を決定づける重要な問題です。私達全学連支持会議は、多くの学友が、積極的にこの説明集会に参加されることを望むとともに、つぎの問題点を簡単に指摘しておきます。

改正に関する問題点の指摘

この「学長選考規程改正要綱案」は一見、民主的な内容で、しかも、民主的な手続きでもって決定されるかのようにみえます。しかし、学友のみなさん！この改正がこのまま遂行されるならば、今日の市大の現状は、全く変らないと言っていいでしょう。なぜなら、この案にはつぎの基本的な問題点が含まれているからです。

それはまず第一に「案」は昨年の封鎖中、大学当局があせって提起した「7・3大学改革案」の延長上にあり、大学の改革をもっぱら、専門委員会の制度いじりにわい少化しようとしていることです。

第二に、大学協議会は、この改革を、学生・教職員の力に依拠することなく、単なる「上からの改革」におえようとしていることです。

第三に、この改革案は、「7・3改革案」の述べているごとく、教員を大学自治の「責任者」、学生をその「批判者」といった、大学民主化の根本的な問題である「教授会自治論」を根強く拝っていることです。

第4に、この改革は、政府文部省、大阪市の反動的低文教政策、大学の自治破壊、反動的再編とたたかってゆくという基本的な視点が全く欠落していることです。

第5に、この改革案の決定の手続きが、学生、院生、教職員の自治組織の協議の上で出されようとはしておらず、学生の意見を個々バラバラに、公聴会と、イエスかノーかというたず式でもって、制度いじりの土俵の上に学生をひきずりだそうとしており、その実質は、きわめて非民主的なものに陥る危険性をもっています。

文面と数字にとらわれてはならない

この改革案の提起した制度には、多くの問題点が含まれていますが、そのこと自体にとらわれるならば、私達自身が、大学当局の制度いじりに巻き込まれる危険性をもっています。

本来、大学の自治は、教授会、教職員組合、院生協議会、1部、2部学生自治会が、それぞれ固有の権利を持ち、独自の立場から大学自治に参加し、全構成員による大学の自治を、形成しなければなりません。この方向をもってたたかわれてこそ、始めて、大学の民主化と、私達の学ぶ権利の拡大が勝ちとられるのです。もちろん学長選考規程も問題が重要であるだけに、全構成層の厳正組織による民主的な討論の上に決定されるべきものです。

こうした意味で、私達は、このたびの改革案を提示した、大学協議会の意図図と、非民主的な手続きに「上からの改革」には、このままでは、反対せざるをえません。

今後の方向と自治会再建

教授会は「一部学生に自治会がないのだから上からの改革でもしようがない」と居直ることでしょう。たしかに、学生自治会が、民学同、全共斗一派によって破壊されそれを今日まで再建できていないという問題は、私達学生にその責任の一端はあります。しかし、このことは、大学当局が、教授会自治論にしがみつ[illegible]いていることとは別問題です。

以上のことから、私達は、学長選考規定改正に関しては、つぎの方針を堅持すべきだと考えます。

第一に、上からの一方的改革に終らせようとしている当局を正しく批判すること。

第二に、具体的な、制度に関する要求項目は、学生の中でもっと討議すること。例えば、選考規程の前文に、どのような主旨を書き入れるか。陳斗と推薦を並用した、阪大医学部長方式といわれる制度ではどうか。リコール権の問題についてどうか。これらの問題点を、学生の中で論議し、クラスやセミ・学部委員会で意見をまとめることです。

第三には、この改革は、各構成層の自治組織が協議した上で、決定されねば、実質がともなわない以上、私達は、自治会再建の運動と結合し、この改正に積極的にとりくむ必要があります。

5全関西学生連帯総決起集会

⑪ 11時1・前大学内集会 ⇒ 5時1・扇町